

・大規模施設等の改築・改修に関する実施方針（平成20年2月策定）に基づき策定
・都庁舎の設備更新等における基本的視点等を示した

第1 首都東京を支える都庁舎を良好に保全する

○ 都庁舎の役割と設備機器の現状

- ・ 都庁舎は、行政活動や議会活動、都民サービス提供の拠点
- ・ 平成3年に開庁して以来17年が経過
- ・ 多くの設備機器が更新時期に近づきつつある（空調、照明など）

○ 本格的な設備更新への取組

- ・ CO₂排出量削減など都政の重要課題への取組
- ・ 執務室等の閉鎖移転を伴う大掛かりな工事を効率的・計画的に推進

第2 都庁舎の機能を維持し高める基本的な視点

○ 東京の防災拠点としての機能をさらに向上

非常用発電機的能力を増強し都政のBCPに対応

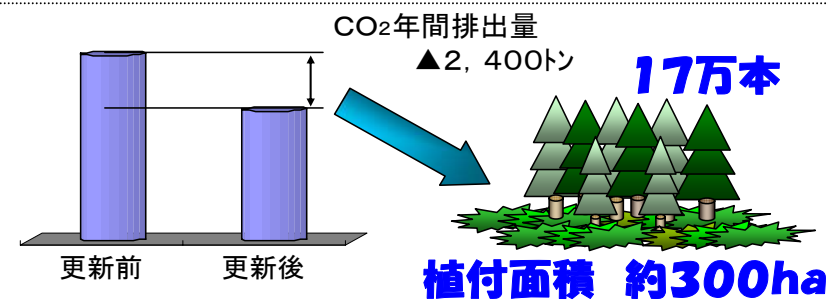
第一本庁舎の非常用発電機的能力増強
⇒ コンセント電力 10% → 50%、照明用電力 25% → 50%

○ CO₂排出量の削減により低炭素型都市の実現を先導

省エネ機器や高効率機器などを導入し排出量を削減

【CO₂削減効果】

CO₂年間排出量を約2,400トン削減
⇒ 約17万本の樹木が一年間に吸収するCO₂の量、植付面積換算で約300haに相当



出典：林野庁「森林は二酸化炭素を吸収しています」を基に資料を作成

○ ユニバーサルデザインの充実により来庁者等の利便性を向上

分かりやすいサイン、使いやすいエレベーターなどに改善し誰もが安全で快適に利用できる都庁舎を実現

○ 計画的な設備更新で費用の縮減と建物の健全性を確保

着実な設備更新は、事故発生を予防しランニングコストの縮減にも寄与

第3 設備更新等の効率的・計画的な推進

1 更新対象の選定

耐用年数や故障時の影響を総合的に判断し更新対象を選定

- ・ 空調設備 …… 空調機、空調ダクト、換気ダクト
- ・ 電気設備 …… 照明設備、非常用発電設備
- ・ 給排水衛生設備 …… トイレユニット、配管類、ポンプ類
- ・ 建築 …… 床・壁・天井仕上、外壁シーリング、屋上防水
- ・ 昇降機設備 …… エレベーター、エスカレーター
- ・ 防災設備 …… スプリンクラー
- ・ ビル管理設備 …… 機械、照明、電力の監視制御装置

2 計画期間とスケジュール

(1) 計画期間(平成21年度～平成30年度までの10年間)

建物のライフサイクルや計画の予見性を踏まえ、最も長期の工事期間が必要とされる空調設備の更新が完了するまでの期間を目安として設定

(2) スケジュール

工種等	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
空調設備 電気設備 給排水衛生設備 等	第一本庁舎 第二本庁舎		設計等			事務室等を順次閉鎖移転して行う工事				
	都議会議事堂		設計等			委員会室・控室を順次閉鎖移転して行う工事				
その他主な工事	エレベーター・ビル管理設備					ビル管理設備				
	非常用発電設備									

3 設備更新等に当たっての留意事項

- ・ 都民サービス等への影響を最小とするよう設計・施工の各段階で十分に検討
- ・ 執務室等の閉鎖施工を想定する更新工事の移転スペースは、基本的に庁舎内で確保、不足する場合は仮設等を検討
- ・ 執務室等の移転に際しては、十分な事前準備により、業務への影響を低減

4 概算工事費

- ・ 工事費は約780億円を見込んでおり、各年度では約30億円～約110億円
- ・ 財産利活用収入などを充当予定

5 設備更新等を円滑に進める推進体制

関係者間の情報共有や連携を図るため、全庁的な推進委員会(仮称)の設置、工事の進捗状況等を広報紙やホームページなどで都民等に適切に周知